

# NPOよろず相談・特別版 WEBセミナー 「わかりやすい、 インボイス制度のキソ。」



インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、2023年スタート予定の制度。「適格請求書」がないと消費税の仕入税額控除が認められないという制度です。2023年10月1日（令和5年10月1日）より導入されることになりました。10月1日から導入するためには、原則として2023年3月までに税務署へ登録申請を済ませる必要があります。（登録は、期限後であっても、任意でいつでも可能です。）インボイス制度とは、仕入税額控除（課税売上から課税仕入に関する消費税を控除すること）を受けるための新たな改正です。導入後については、消費税を納める必要のある企業や個人事業主だけでなく、免税事業者についても影響が生じます。

インボイス制度を利用できるのは消費税納税事業者に限られていますが、NPO法人の中には、売上額によって消費税の申告・納付を免除されている法人があります。消費税を申告・納付していないNPO法人が発行する領収書は、「インボイスが発行できないNPO法人との取引ができない」と言われてしまう可能性があります。今回は、制度の基本や留意すべきポイントをわかりやすくご説明します。ZOOMによるWebセミナーです。

日時：12月21日(水) 11:00～ 1時間程度

講師：非営利法人コンサルティング松田事務所

代表 松田英明氏

参加申し込み メールで、下記まで申し込みください。

特定非営利活動法人市民社会サポートやまがた

e-mail [shiminsapo@email.plala.or.jp](mailto:shiminsapo@email.plala.or.jp)

※お申込みの方に、ZOOMのURLを

お送りいたします。

主催：認定NPO法人市民公益活動パートナーズ

NPO法人市民社会サポートやまがた

